

川崎市障害児入所施設からの移行調整連絡会議運営要綱

(6 川健障計第 5 4 0 号健康福祉局長専決)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、障害児入所施設（以下「児施設」という。）入所児童が 18 歳到達による児施設退所に際して、関係者間の連携及び調整を図り、円滑な移行調整を行うことを目的とし、移行における課題共有や対応方針の検討を行う川崎市障害児入所施設からの移行調整連絡会議（以下「連絡会議」という。）の設置、運営に関して必要な事項を定める。

(設置主体)

第 2 条 この連絡会議の設置主体は、川崎市健康福祉局とする。

(所掌事務)

第 3 条 連絡会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 入所児童の移行調整の現状と課題の整理・情報共有に関すること。
- (2) 入所児童の移行調整に係る対応方針に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(委員)

第 4 条 連絡会議は、次に掲げる者から構成する。

- (1) 障害児入所施設関係者
- (2) 相談支援関係者
- (3) その他関係者

(会議)

第 5 条 連絡会議は必要に応じて開催し、健康福祉局障害保健福祉部障害計画課担当課長〔地域療育〕が主宰する。

(庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、健康福祉局障害保健福祉部障害計画課及び健康福祉局総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課において処理する。

(その他の事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。